

県税の「更正の請求」を行うことができる期間が延長されました。

Q 「更正の請求」とは？

A 申告納付・申告納入に係る税の申告書を提出された場合で、

(1)納付した税額が多すぎたとき、

(2)欠損金額が少なかったとき、

(3)還付金の額が少なかったときは、

法定納期限から1年以内に限り、更正(正しい税額に変更すること)を求める請求をすることができましたが、この期間が**5年以内**に延長されました。

Q 「更正の請求」ができる県税は？

A 法人県民税、法人事業税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、産業廃棄物税について「更正の請求」をすることができます。

Q いつから適用されますか？

A 平成23年12月2日以後に法定納期限が到来するものが対象です。

Q 「法定納期限」とは？

A 地方税法又は条例の規定により、税を納付又は納入すべき期限のことです。